令和8年度　いじめ問題に対する取り組み

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
未然防止		◇日常的な児童理解（子供の姿で語る） ◇学校研究を土台にした授業実践 ◇学級経営（日々の授業，道徳，おたずね，エンカウンター，ソーシャルスキルトレーニングなど） ◇児童会によるいじめ問題に対する取り組み ◇生徒指導の３機能を生かした日常的な生徒指導（教師が，いじめの原因をつくらない） ◇自己有用感，自己肯定感を育む学級活動，行事等の工夫 ◇保護者との連携による取り組み（ネットモラル研修会など）			標語コンクールへの応募		傍観者の指導を必ず行う	いじめの授業（学級活動または道徳）					
早期発見	実態把握	◇教師による日常観察　◇児童や保護者，地域からの情報収集											
	（アンケート）	県保護者	ハイパーＱＵ（2～6年）	県児童				県保護者 県児童	ハイパーＱＵ（2～5年）				
	面　　談	希望制保護者面談で保護者に聞き取り。または、電話や面談などで確認する。	いじめに関する項目で気になる子	全児童 **子ども理解週間**				全児童 **子ども理解週間**	いじめに関する項目で気になる子	保護者	必要に応じて	必要に応じて	無理に解消扱いにせず，次年度に引き継ぐ
	（継続児童）	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談	必ず面談
	判　　断	（学年会）	学年研修	学年研修	（学年会）	（学年会）	（学年会）	（学年会）	学年研修	（学年会）	（学年会）	学年研修	（学年会）
問題発生時の対応		◇担任の対応だけでなく，必要に応じて学年主任など複数名で面談を行う。 ◇重大事案については，いじめ防止対策委員会を中核にして対応するようにする。											
メモは，アンケート用紙などに手書きで記入しても良い。		【被害児童】被害者の心情を理解した上で，事実を正確に把握するとともに，被害児童の安全・安心のために全力をあげて取り組む。 【加害児童】加害者に、事実の確認を正確に行い，二度と同じことをしないという気持ちを醸成する（叱っても意味はない！困り感やストレスに寄り添う指導を！） 【傍 観 者】多くの児童が，いじめ加害を行った可能性があると仮定し，児童一人ひとりがいじめを許さない気持ちを強く持ち，「絆づくり」を再度行う。 【被害児童保護者】保護者の気持ちをしっかり受け止め，共感的で謙虚な態度で接する。 【加害児童保護者】いじめられた子どもの辛さや苦しみを理解してもらうとともに，その要因になっている部分の解消に向けて一緒に取り組む。											
報告	市教委	市	市	市	市・県	市	市	市	市	市・県	市	市	市・県・中学校
	生徒指導主任（生徒支援部）	○校長，教頭に月１回文書にて報告する。 ○市教委への提出データーをもとに，事案について確認及び対策をチームで考える。必要に応じて，管理職に報告及びいじめ防止対策委員会の開催を提案する。 ○事案をもとに，本校の課題を捉え，適時必要な情報を提供したり，方針を提案したりする。											
保管・整理	アンケート	県保護者→教頭→学年主任 ７年間保管		県児童→教頭→学年主任 ７年間保管				県児童→教頭→学年主任 ７年間保管	県保護者→教頭→学年主任 ７年間保管				
	アンケート メモ	【 担　　任 】全てのアンケート・メモをそろえ、いじめ担当へ渡す。 【 いじめ担当 】アンケートを確認し確実に回収する。在学している６年間＋卒業後の１年間＝７年間保管											
いじめ防止等対策委員会				委員会の趣旨確認 子ども理解週間より報告					子ども理解週間より報告			本校の課題の確認	
全体会 研修会		本校の方針の確認 ４月授業参観自にて説明		学級経営研修会①		ハイパーＱＵ研修会（全職員）	これまでの現状と課題，今後の方向性の確認					学級経営研修会②	
		◆教員の感度や捉え方などを向上させるために，職員会議や終会等で適時伝達する。（「生徒指導部より」「学級づくり推進だより」）											
【加害児童をつくらないために】予想される困り感・ストレス各担任が記入													

◆「いじめ」は，教師や大人の見えない世界で起きている。
◆子どもや保護者が「いじめられている」と訴えれば，「いじめ」問題として扱い、解決への手立てをチームとして講じる。

生徒指導の４視点
①児童生徒が自己存在感を醸成すること
②共感的な人間関係を育成すること
③自己決定の場を与え，自己の可能性の開発を援助すること
④安全・安心な風土を醸成すること